

吸収合併に関する事後開示書面

2022年10月1日

株式会社安江工務店

2022年10月1日

愛知県名古屋市中区栄二丁目2番23号
株式会社安江工務店
代表取締役社長 山本 賢治

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社安江工務店(以下「安江工務店」という)と株式会社 N-Basic(以下「N-Basic」という)は、2022年8月9日付で締結した吸収合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、安江工務店を吸収合併存続会社、N-Basicを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2022年8月30日付で官報に公告を行うとともに、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、2022年8月30日より電子公告を行いました。株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2022年8月30日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年10月3日(予定)

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2022年8月30日

株式会社安江工務店

株式会社 N-Basic

2022年8月30日

愛知県名古屋市中区栄二丁目2番23号
株式会社安江工務店
代表取締役社長 山本 賢治

兵庫県神戸市西区小山三丁目4番20号
株式会社 N-Basic
代表取締役社長 浅井 重臣

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社安江工務店(以下「安江工務店」という)及び株式会社 N-Basic(以下「N-Basic」という)は、2022年8月9日、それぞれ取締役会決議、取締役決定を経て、2022年10月1日を効力発生日として、安江工務店を吸収合併存続会社、N-Basicを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約(以下「本吸収合併」という)を締結いたしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社である安江工務店においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、吸収合併消滅会社であるN-Basicにおいては同法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である N-Basic は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社である N-Basic の最終事業年度に係る計算書類等

N-Basic の最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併存続会社である安江工務店の最終事業年度に係る計算書類等

安江工務店は有価証券報告書及び四半期報告書を東海財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)」よりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の安江工務店の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の安江工務店の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における安江工務店の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 本書面の備置開始日後、本吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上



合併契約書

株式会社安江工務店（本店所在地：愛知県名古屋市中区栄二丁目2番23号、以下「甲」という。）と株式会社 N-Basic（本店所在地：兵庫県神戸市西区小山三丁目4番20号、以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（増加すべき資本金及び資本準備金等）

本件は無対価合併により、本合併による甲の資本金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2022年10月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、2022年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計

算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第8条（合併承認）

- 1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、2022年8月9日までに、甲は取締役会、乙は取締役の過半数の決定（以下それぞれ「合併承認取締役会等」という。）を行い、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲及び乙が協議の上、合併承認取締役会等を開催する日を変更することができる。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は重大な契約不適合が判明したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲及び乙の合併承認取締役会等の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2022年8月9日

甲：愛知県名古屋市中区栄二丁目2番23号
株式会社安江工務店
代表取締役社長 山本 賢治



乙：兵庫県神戸市西区小山三丁目4番20号
株式会社N-Basic
代表取締役社長 浅井 重臣



損 益 計 算 書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
完成工事高	327,031,774	
【振替】完成工事高	△1,377,715	
兼業事業売上高	1,377,715	327,031,774
【売上原価】		
完成工事原価	215,112,616	
兼業事業原価	234,847	215,347,463
【売上総利益】		
完成工事総利益	110,541,443	
兼業事業総利益	1,142,868	111,684,311
【販売費及び一般管理費】		96,465,248
営業利益		15,219,063
【営業外収益】		
受取利息	641	
受取配当金	2,000	
その他	36,819	39,460
【営業外費用】		
支払利息	310,546	310,546
經常利益		14,947,977
【特別利益】		
新株予約権戻入益	2,002,000	2,002,000
税引前当期純利益		16,949,977
法人税等		4,615,633
法人税等調整額		△353,155
当期純利益		12,687,499

販売費及び一般管理費明細書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	6,541,000
給与手当	30,565,574
賞与	3,913,266
法定福利費	7,233,517
福利厚生費	153,929
退職金	370,000
事務用品費	470,749
地代家賃	8,744,627
リース料	7,200
保険料	555,308
修繕維持費	1,315,421
租税公課	253,144
減価償却費	2,116,214
旅費交通費	1,772,717
会議費	68,164
水道光熱費	871,893
支払手数料	393,585
広告宣伝費	20,976,736
接待交際費	99,471
諸会費	639,250
燃料費	259,862
情報システム費	1,016,780
消耗品費	679,275
通信費（電話）	1,002,949
通信費（その他）	263,645
賃借料	1,572,269
教育訓練費	190,706
雑費	208,279
事務費	1,924,520
差入保証金償却	143,500
賞与引当金繰入額	1,341,698
採用活動費	800,000
販売費及び一般管理費合計	96,465,248

株主資本等変動計算書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
【利益剰余金】		
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,925,582
	当期変動額	12,687,499
	当期純利益	△2,039,800
	その他	
	当期末残高	12,573,281
利益剰余金合計	当期首残高	1,925,582
	当期変動額	10,647,699
	当期末残高	12,573,281
株主資本合計	当期首残高	11,925,582
	当期変動額	10,647,699
	当期末残高	22,573,281
純資産合計	当期首残高	11,925,582
	当期変動額	10,647,699
	当期末残高	22,573,281

個別注記表

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

(2) 材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(無形肯定資産)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能金5年に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵等の費用に充てるため、過去の完成工事に係る補償費等の実費を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。